

気象警報が発令されている場合の登校について (お知らせ)

1. 大阪市（本校所在）又は自分の居住区域（北大阪、東部大阪、南河内、泉州）に「大雨警報」「暴風警報」「大雪警報」のいずれかが発令されている場合
 - A 平常授業の時
 - (1)午前7時00分現在 ①警報が発令されている場合→ 自宅で待機する。
②警報解除の場合→ 平常通り登校する(午前 8時40分始業)
 - (2)午前8時00分現在、警報解除の場合 → 平常通り登校する(午前10時40分第3限から始業)
 - (3)午前8時00分以降も、警報が発令されている場合 → 臨時休業(自宅で学習する)
 - B 定期試験の時
 - (1)午前7時00分以降も、警報が発令されている場合→臨時休業
(大阪府内、兵庫県南部・阪神地区、京都府南部のすべて)
 - (2)午前7時00分現在、警報解除の場合→平常通り登校する。(定期試験実施する)
※中止になった日の試験科目は、試験期間を延長し最終日に実施する。
2. 京都府・兵庫県から通学している生徒は、上記A・Bと同じようにしてください。
 - (1)午前7時00分現在、大阪府に警報は解除されたが、住んでいる府県
(兵庫県南部・阪神地区、京都府南部)に警報発令中の場合→自宅で待機する。
 - (2)午前8時00分現在、警報解除の場合→登校する。
 - (3)午前8時00分以降も警報が発令されている場合→臨時休業（自宅で学習する）
3. その他
 - (1)警報は解除されたが、通学途中の交通機関が不通であったり、
洪水や積雪で危険が予測される場合は、自宅で待機する。
 - (2)学校への電話での問い合わせについては、必要と判断する場合は行ってください。
(電話番号 06-6464-0668)